

共通事項

契約締結前の公表	契約の相手方の決定の方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号に規定する団体であること。 2 市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。
	契約の相手方となろうとする者の申込方法	見積書の提出による。
契約締結後の公表	契約の相手方を決定した理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。（また、当該業務を委託することにより一定の政策目的達成のためになるもの）